

犯罪被害者等支援市町村総合対応窓口

福島市 生活課 TEL.024-535-2121	三島町 総務課 TEL.0241-48-5511
会津若松市 環境生活課 TEL.0242-39-1221	金山町 保健福祉課 TEL.0241-54-5131
郡山市 男女共同参画課 TEL.024-924-3351	昭和村 総務課 TEL.0241-57-2113
いわき市 生活安全課 TEL.0246-22-7446	会津美里町 総務課 TEL.0242-55-1119
白河市 生活防災課 TEL.0248-22-1111	西郷村 防災課 TEL.0248-21-5190
須賀川市 市民安全課 TEL.0248-88-9128	泉崎村 住民生活課 TEL.0248-53-2112
喜多方市 危機管理課 TEL.0241-24-5272	中島村 住民生活課 TEL.0248-52-2112
相馬市 生活環境課 TEL.0244-37-2144	矢吹町 まちづくり推進課 TEL.0248-42-2112
二本松市 生活環境課 TEL.0243-55-5102	棚倉町 健康福祉課 TEL.0247-33-2117
田村市 社会福祉課 TEL.0247-81-2273	矢祭町 町民福祉課 TEL.0247-46-4574
南相馬市 生活環境課 TEL.0244-24-5240	塙町 総務課 TEL.0247-43-2111
伊達市 生活環境課 TEL.024-575-1290	鮎川村 住民福祉課 TEL.0247-49-3112
本宮市 生活環境課 TEL.0243-24-5361	石川町 防災環境課 TEL.0247-26-9127
桑折町 健康福祉課 TEL.024-582-1134	玉川村 総務課 TEL.0247-57-4621
国見町 住民防災課 TEL.024-585-2115	平田村 住民課 TEL.0247-55-3112
川俣町 総務課 TEL.024-566-2111	浅川町 総務課 TEL.0247-36-4121
大玉村 住民生活課 TEL.0243-24-8091	古殿町 健康福祉課 TEL.0247-53-4616
鏡石町 税務町民課 TEL.0248-62-2112	三春町 住民課 TEL.0247-62-8126
天栄村 住民課 TEL.0248-82-2119	小野町 町民生活課 TEL.0247-72-6933
下郷町 健康福祉課 TEL.0241-69-1199	広野町 環境防災課 TEL.0240-27-2114
檜枝岐村 住民課 TEL.0241-75-2502	檜葉町 保健福祉課 TEL.0240-23-6102
只見町 町民生活課 TEL.0241-82-5100	富岡町 生活環境課 TEL.0240-22-9004
南会津町 住民生活課 TEL.0241-62-6120	川内村 住民課 TEL.0240-38-2113
北塩原村 住民課 TEL.0241-23-3113	大熊町 住民課 TEL.0240-23-7146
西会津町 福祉介護課 TEL.0241-45-2214	双葉町 住民生活課 TEL.0240-33-0126
磐梯町 町民課 TEL.0242-74-1215	浪江町 総務課 TEL.0240-34-0235
猪苗代町 総務課 TEL.0242-62-2111	葛尾村 住民生活課 TEL.0240-29-2112
会津坂下町 生活課 TEL.0242-84-1500	新地町 町民課 TEL.0244-62-2115
湯川村 住民課 TEL.0241-27-8810	飯館村 健康福祉課 TEL.0244-42-1633
柳津町 町民課 TEL.0241-42-2118	



「どうしたらいいかわからない…」
そんな時は、どうぞお電話を

事件や事故(犯罪)の被害に遭ったご本人、
ご家族、ご遺族、ごきょうだい、関係者等の
困っていること、悩んでいること、知りたい
ことなどの相談をお受けしています。相
談は無料です。秘密は固く守られます。
ひとりで悩まずお電話ください。

つな
がる



主な犯罪被害者等相談窓口

(公社)ふくしま被害者支援センター

TEL.024-533-9600 《電話相談・面接相談、直接的
支援など》
【平日】9:00～17:00
※福島県公安委員会指定「犯罪被害者等早期援助団体」
公益社団法人全国被害者支援ネットワーク加盟

性暴力等被害救援協力機関SACRAふくしま

TEL.#8891又は 《性暴力等被害相談》
TEL.024-533-3940 【平日】9:00～17:00

※上記以外の時間は国のコールセンターに電話が転送され
ますので、いつでも相談をすることができます。

福島県警察本部

《犯罪被害相談》県民サービス課

TEL.024-522-2151 (代表)【平日】8:30～17:15
又は最寄りの警察署

《性犯罪被害相談》性犯罪被害110番 24時間対応
TEL.#8103(0120-503-732) 土日祝日及び執務時
間外は、当直で対応

福島県生活環境部男女共生課

TEL.024-521-8718 《総合的対応窓口》
【平日】8:30～17:15

福島県女性のための相談支援センター

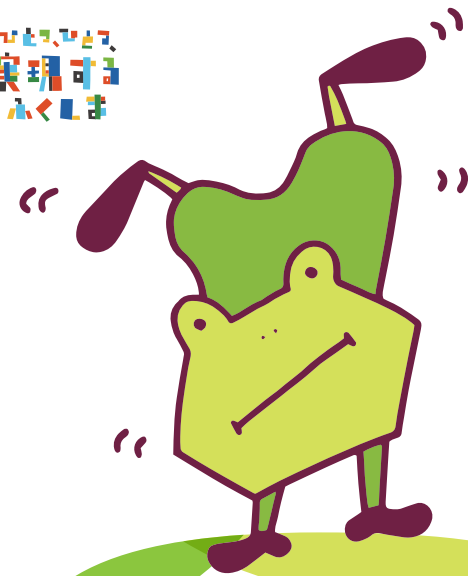
TEL.024-522-1010 《電話相談等》
【祝日・年末年始を除く】
9:00～21:00

日本司法支援センター法テラス

TEL.0120-079714 《相談窓口紹介、支援制度紹介、
弁護士紹介》
【平日】9:00～21:00
【土曜】9:00～17:00

福島地方検察庁被害者ホットライン

TEL.024-534-5135 《犯罪被害者の司法手続き
に関する相談》
【平日】9:00～17:00



犯罪被害者等支援
福島県民向けパンフレット

みんなで犯罪被害者等を支える
安全で安心な社会へ

知るわかる
考える支える
つながる

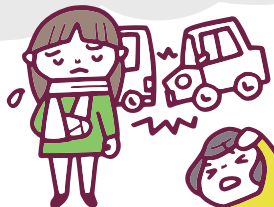
が
かえる

福島県
男女共生課

知る

犯罪被害とは、事件や事故（犯罪）の被害に遭うことです

殺人、暴行・傷害、事故、性暴力、脅迫・恐喝、器物損壊、窃盗、詐欺、DV・虐待など



事故



ひったくり



暴行・傷害



脅迫・恐喝



DV・虐待



器物損壊



窃盗



詐欺



性暴力

二次被害

知る



被害者が受ける犯罪そのものに起因した被害を「一次被害」といいます。一次被害に起因する様々な被害を「二次被害」といいます。

がんばって

仕方なかったんだよ

犯人からお金をもらえるでしょ

命だけでも助かってよかった

など

中傷やうわさ話など、周囲の心ない言動は「二次被害」につながります。ネットやテレビ等による二次被害もあります。

ひとりにしない 普段どおりにつきあう

誰にでも起こり得るのが犯罪被害です。被害を受けた人が「助けて」と言うのは、とても勇気のいることです。他人事ではないことをわかり、自分だったらどんな言葉をかけてほしいか考えてみましょう。

被害者の言葉や行動を否定せず、

つらかったね

私にできることがあったら言ってね

など

気持ちに寄り添い、ひとりにせず、普段どおりにつきあうことが大切です。わかってくれる人、よき理解者がそばにいることは、とても大きな支えになります。

考える



被害に遭い日常が一変

わかる



想像してみてください。

予期せぬ事件や事故などで、家族を失ったり、けがや障がいを負ったりしてしまうだけでも辛いのに、捜査や裁判に伴う負担、通院や後遺症などによる生活の変化など、精神的にも経済的にも負担を強いられることもあります。

社会全体で支え合う

福島県では「福島県犯罪被害者等支援条例」を制定しています。犯罪等により被害に遭われた方、ご家族、ご遺族が早期に被害から回復し、安心して再び日常生活を営むことができるよう、県や警察、民間支援団体のほか、様々な主体が連携・協力し、電話相談や面接相談、カウンセリング、法律相談、支援ボランティアなどを提供しています。また、県民のみなさんの犯罪被害への理解が大きな支えにつながります。

支える

